# 特定粉じん排出等作業 完了報告書の提出について

枚方市では、特定粉じん(石綿)を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体・改造・補修する場合、これまでの事前の届出(大気汚染防止法第18条の17に基づく特定粉じん排出等作業実施届、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7に基づく石綿排出等作業実施届)に加え、工事完了後に報告書の提出をお願いしております。

これは、作業が安全に完了したことを確認するため、作業の状況その他必要な事項(産業廃棄物の処理状況等)について報告を求めるものです。

事業者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 【提出書類(各1部)】

1 特定粉じん排出等作業完了報告書

#### 2 添付書類

- (1) 見取図 (ただし、実施届と変更がない場合は省略可能)
  - ・特定粉じん排出作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入)
  - ・作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m<sup>3</sup> 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置前室、負圧集じん機の位置を記入)
- ②工程表 (ただし、実施届と変更がない場合は省略可能)

実際に作業を行った期間について表等を用いて示してください。

## ③大気中特定粉じん測定結果

屋外において大気中の特定粉じん濃度の測定を行った場合は、その結果を添付してください。

#### ④産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

A票及びE票の写しを添付してください(電子マニフェストの場合は、運搬及び最終処分が終了したことが分かる受渡確認票又は一覧表をJWNETから印刷し、添付してください)

- ※・①及び②は、実施届と変更がない場合には省略可能
  - ・③は、濃度測定を行わなかった場合には省略可能
  - ・④は、特定粉じんを含む産業廃棄物が発生しない改造・補修作業等の場合は省略可能

#### 【提出日】

次のいずれかの目から14日以内に下記の提出先に提出してください。

◆特定粉じんを含む産業廃棄物が発生した場合(解体作業等)

産業廃棄物の最終処分が終了したことを確認した日

- ・紙マニフェストの場合:中間処理業者からE票の返送を受けた日
- ・ 電子マニフェストの場合:情報処理センターから最終処分終了の通知を受けた日

#### ◆特定粉じんを含む産業廃棄物が発生しなかった場合(改造・補修作業等)

改造・補修作業等が完了した日

# 【提出先】

枚方市 環境部 環境指導課

〒573-1162 大阪府枚方市田口5-1-1

TEL:050-7102-6018(直通)

FAX: 072-849-1206

E-mail: kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp